

## 総合型地域スポーツクラブ広島県連絡協議会 規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人広島県体育協会専門委員会規程第9条により設置された総合型地域スポーツクラブ広島県連絡協議会（以下「本会」という。）に関することを定める。

### (目的)

第2条 本会は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図り、地域における生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流に関すること。
- (2) 総合型クラブの広報活動に関すること。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会との連携に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業に関すること。

### (構成)

第4条 本会は、広島県内の総合型クラブをもって構成する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
  - (2) 副幹事長 若干名
  - (3) 委員 各総合型クラブが選出する1名の代表者及び若干名の学識経験者
- 2 幹事長は、公益財団法人広島県体育協会普及振興委員会（以下「普及振興委員会」という。）委員長が指名する普及振興委員会委員をもって充てる。
- 3 副幹事長は、普及振興委員会委員及び本会委員の中から幹事長が委嘱する。
- 4 委員のうち学識経験者は、幹事長が委嘱する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 7 役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (役員職務)

第6条 幹事長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

### (総会)

第7条 総会は、第5条の役員をもって構成する。

- 2 総会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、年1回以上開催する。

### (庶務)

第8条 本会の庶務は、公益財団法人広島県体育協会事務局において処理する。

### (規約の変更)

第9条 この規約は、総会の合意を得て変更することができる。ただし、その内容については、普及振興委員会に報告するものとする。

### 附 則

- 1 この規約は、平成21年7月14日より施行する。
- 2 規約施行後最初に就任する役員任期は、第5条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

### 附 則

この規約は、平成22年2月12日より施行する。

### 附 則

この規約は、平成24年6月8日より施行する。